

# 環境アセスメントの 技術指針ってな～に？

「技術指針のかしこい使い方」

2016年2月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会  
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

## はじめに

### 環境アセスメントにおける技術指針とは

1. 技術指針は、様々な事業種、様々な環境要素に対応するため、環境アセスメントの技術上の基本的な考え方を定めるものです。具体的には、環境アセスメントが科学的かつ適正に行われることを目的として、評価項目の選定、調査・予測・環境保全対策、評価などに関する技術的事項についてまとめたものです。
2. 環境アセスメントの各段階の図書は、一定の水準が確保されるよう技術指針に沿って作成されます。また、審査においては、技術指針に沿っているかが確認されます。
3. 技術指針は環境アセスメントの進め方を完全に示したものではありません。様々な事業種・地域の特性に合わせて柔軟に環境アセスメント図書を作成することが重要です。
4. 知見の蓄積や技術の進展に対応し、技術指針は適切に見直されることとなっています。

#### この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

## 目次

### はじめに

1. 技術指針の役割(機能)
2. 技術指針に示されている内容(概要)
3. 技術指針の内容と使い方のポイント
  - (1) 事業特性・地域特性の把握
  - (2) 項目の選定
  - (3) 調査・予測・環境保全対策(生活環境系)
  - (4) 調査・予測・環境保全対策(自然環境系)
  - (5) 評価
  - (6) 追跡調査
  - (7) 図書の作成
  - (8) 情報交流
4. 技術指針を活かすために

参考1. 国の技術指針(基本的事項、主務省令)

参考2. 地方公共団体の技術指針

## 1. 技術指針の役割(機能)

### 1)環境アセスメントが科学的かつ適正に行われるために

■ 環境アセスメントでは、事業のニーズが生じた場合に、環境アセスメントの設計をし、それを公表して様々な関係者から情報を集めます(第1段階)。この情報を活用して必要な追加・修正をし、環境アセスメントの進め方を決め、具体的な調査、予測を行い、環境保全対策を検討して評価します。その結果を配慮書又は準備書等として公表し、様々な関係者から情報を集めます(第2段階)。その後、準備書等に対する情報を活用して必要な調査、予測、評価の追加・修正をし、その結果を評価書等として公表します(第3段階)。事業等に着手したら、環境保全対策を実施します。事業等の進行に合わせ、必要な項目について追跡調査を行い、問題があれば追加的な環境保全対策を検討、実施します(第4段階)。この流れのそれぞれをどのように進めるかを定めたものが技術指針です。

(フロー図「環境アセスメントの流れと技術指針」参照)

■ 環境アセスメントは様々な種類の事業について様々な地域で実施され、環境要素も多岐にわたるものです。技術指針は、これらを一定の様式に沿ってポイントが分かるように図書として取りまとめられるようにするためのものです。

■ このため技術指針には、環境アセスメントが適切に行われ、一定の水準が確保されるようにすることが求められます。また、様々な人たちの信頼を得るために、調査・予測・評価を実施する際の基本的な考え方や、環境アセスメントが科学的かつ適正に行われるよう技術的な方法を示すことが求められます。

■ 技術指針だけでは細かな内容までは記載できないため、通常は手引きやマニュアルなどが作成され、技術指針を補っています(本冊子では手引き等も含めて「技術指針」とします)。

■ 技術指針には一定の内容が記載されていますが、全ての事業の内容(事業特性)や地域の状況(地域特性)におけるアセスの進め方を完全に示したものではありません。多様な事業種・地域の特性に合わせて柔軟にアセス図書を作成することが重要です。

※アセス図書とは、一般的に、配慮書や方法書、準備書、評価書、報告書を指しますが、地方公共団体によって名称が異なる場合があります。

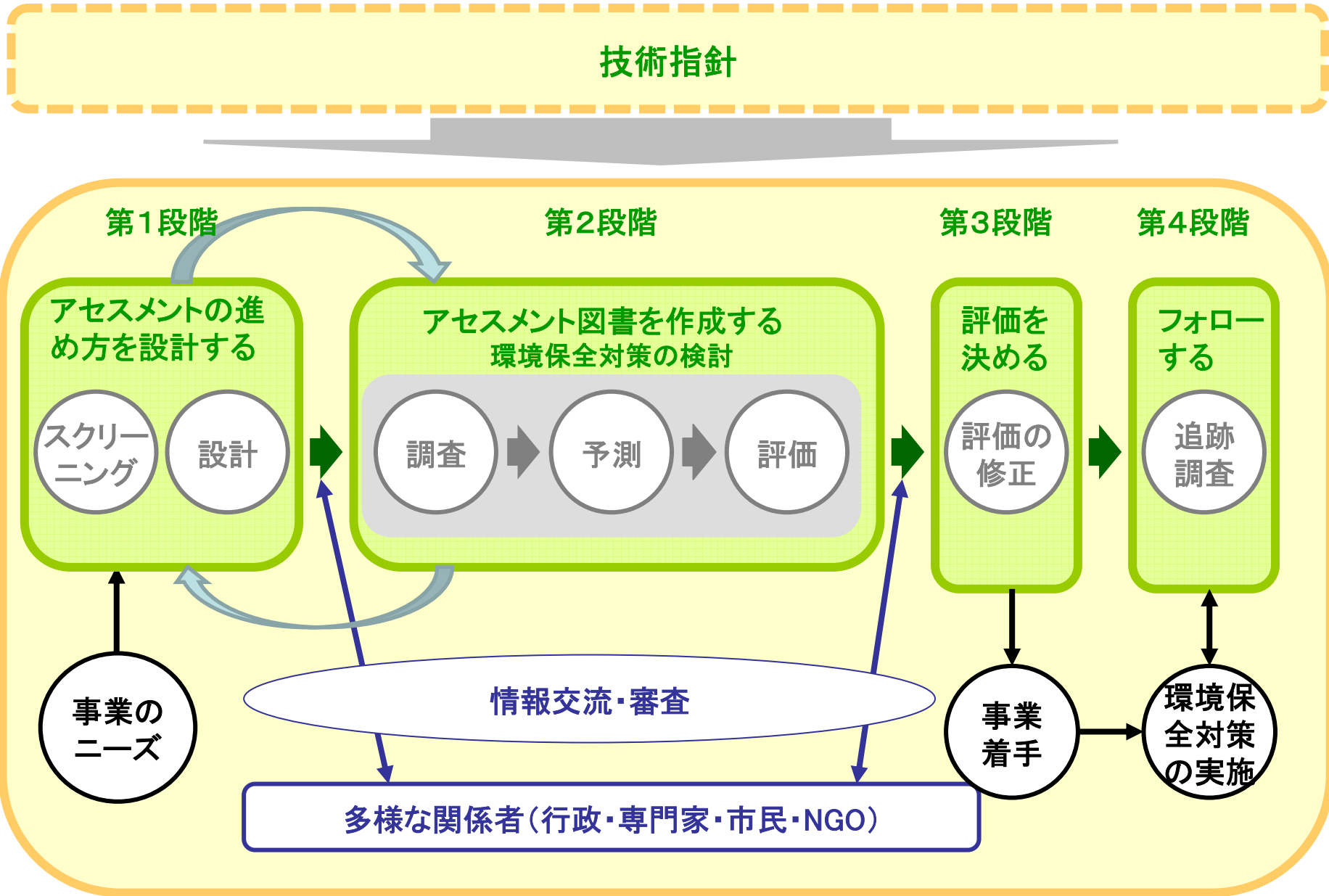
### 2)技術指針の使われ方

■ 事業者(コンサルタントを含む)は、事業特性や地域特性が類似する先行事例も参照しつつ技術指針をもとにアセス図書を作成します。

■ 行政において、アセス図書を審査する際、最初に最低線として技術指針に沿っているかを確認します。各分野の専門家等で構成される審査会では、事業特性や地域特性を読み解き、技術指針に示されていない最新の知見等も踏まえて審査します。

■ 一般の方々には、技術指針の役割を理解した上で、意見提出等の情報交流に参加することが望まれます。

# 環境アセスメントの流れと技術指針



## 2. 技術指針に示されている内容(概要)

- 技術指針は、様々な事業種、様々な環境要素に対応するため、環境アセスメントの技術上の基本的な考え方を定めるものです。そのため、各段階の具体的な進め方とともに、事業種や環境要素の特性に対応できるよう作成されています。
- 具体的には、事業特性や地域特性の把握の方法、評価項目の選定の方法、環境要素ごとの調査・予測・評価の方法、環境保全対策の考え方、追跡調査の考え方、関係図書作成上の留意事項、説明会の開催に関する留意事項などについてとりまとめられています。
- 大気、騒音・振動、水、土壌など生活環境系の環境要素は、調査・予測・評価を定量的に行う方法が概ね確立されており、適切な調査・予測・評価の方法を選定できるよう取りまとめられています。また、予測・評価は環境保全対策の効果を組み込んで実施することとされています。
- 動植物、生態系、人と自然の触れ合いの活動の場など、自然環境系の環境要素は、定量的な予測・評価が難しいものが多く、不確実性も高いことから、調査・予測・評価の範囲や時期・内容の考え方を示し、適切な方法の選定を促すよう取りまとめられています。なお、予測・評価は環境保全対策の効果も組み込んで実施しますが、不確実性が高いため追跡調査・追加的な保全対策の実施が期待されています。

### コラム1. 環境影響評価法の技術指針と条例の技術指針

#### (環境影響評価法の技術指針)

- 環境影響評価法の本文には手続きの手順などが定められていますが、具体的な方法は示されていません。事業特性・地域特性の把握の仕方など、環境アセスメントを実施する際の基本的な考え方は、「基本的事項」と「主務省令」に規定されています。
- 「基本的事項」は、事業種によって左右されず、すべての事業種に共通する基本となるべき考え方を示しています。一方、「主務省令」は、各事業種を所管する主務省がその事業特性を見据えてより具体的な考え方を示しています。
- 例えば、「基本的事項」では環境要素の区分と影響要因の区分を別表として示しています。これに対し例えば道路事業に関する主務省令では、具体の環境要因となる内容と関連する環境項目について整理した「参考項目」を別表として示しています。
- また、計画段階配慮事項の検討にあたって作成する複数案について、「基本的事項」では「位置・規模または建造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定する」ことが示されています。この複数案について、道路事業では「位置等に関する複数案」ということとしており、一方、発電所事業では「構造等に関する複数案」ということとしています。このように「主務省令」では事業種による特徴が表れています。
- このため、法に基づく環境アセスメントを実施する際には、まず「基本的事項」で根幹となる考え方を理解し、その上で対象とする事業種に関する「主務省令」に基づいて当該事業の特性を踏まえつつ対応を検討することが必要です。

#### (条例の技術指針)

- 条例の技術指針の構成は、各自治体によって様々ですが、一般的に実施手順や環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価の手法が整理されており、また、主務省令よりも詳細に記載されています。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント

#### (1) 事業特性・地域特性の把握

##### 1) 事業特性・地域特性の把握とは

- 環境アセスメントは、事業が環境に及ぼす影響を見積もるため、事業による影響要因と地域の環境の状況を把握することから始まります。
- 基本的情報として、事業の内容(事業特性)や地域の状況(地域特性)を客観的データなどにより正確に示す必要があります。
- 著しい環境影響が見込まれる場合には立地や位置、規模を変更するなど、この段階から積極的な環境配慮を行うことも可能です。

##### 2) 事業特性の把握

- 事業特性の把握では、事業の目的や必要性、上位計画との関係、計画立案に至るまでの経緯、事業計画の内容などを示します。
- 事業計画の内容では、事業特性により環境に影響を及ぼす程度が予測・評価できるよう計画の熟度に応じて位置・規模・構造などを示すことが必要です。
- 事業計画の熟度が低く、環境への影響の程度が判断できない場合は、その旨を明らかにすることが必要です。

##### 3) 地域特性の把握

- 地域特性の把握では、事業の実施区域及びその周辺で、環境の影響を受けるおそれのある地域の自然的・社会的状況を示します。
- 技術指針では、一般的に最新の文献、資料による調査が示されていますが、必要に応じて現地踏査や専門家へのヒアリングを行います。
- 事業による影響を受けやすい地域や対象(学校、病院等)、法令等で環境保全が図られている地域、環境が著しく悪化するおそれがある地域等を把握することが必要です。

##### 事業特性・地域特性の把握のポイント

- 事業特性と地域特性は、環境アセスメントを進めるための経系と緯系にあたります。事業特性・地域特性を正確に把握することは、環境アセスメントの効果的な実施につながります。
- 技術指針には、事業特性の把握そのものに関する詳細な記述はありませんが、技術指針に示されている予測に必要な条件を満たすように事業特性と地域特性の双方を適切に把握することが重要です。
- 事業特性の把握では、事業により環境に影響を与えるもの(影響要因)を把握するため、事業による影響をインパクトフロー図に整理するなど事業と環境影響の関係を整理することが効果的です。
- 地域特性の把握では、事業による影響を受ける立場になって考えることで、きめ細かな環境の状況把握が可能となり、効果的な環境アセスメントの実施につながります。
- 地域特性の整理にあたっては、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても整理することが重要です。

##### 留意点

- 事業内容の理解を得られるよう、事業特性の把握にあたっては、計画段階で検討した環境配慮の内容を記載することも大切です。
- 地域特性を示すにあたっては、収集した文献や資料等の内容を単に網羅的に示すのではなく、それを整理・吟味して、環境への影響を把握する上で、必要かつ重要な情報がわかるように示すことが大切です。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (2) 項目の選定

#### 1) 項目の選定の基本的な考え方

- 事業者は、事業特性や地域特性の把握結果を踏まえて、事業による環境への影響要因の内容を特定するとともに、影響要因の内容ごとに影響を受けるおそれのある環境要素の項目を明らかにし、環境アセスメントの対象として選定します。
- 環境アセスメントの項目を選定するにあたって、選定理由や非選定理由を明確にします。

#### 2) 項目の選定の具体的な手順

- まず、事業による影響要因として、工事の実施、工事完了後の土地又は工作物の存在や供用時の事業活動に伴う物質等の排出、又は、既存の環境を損なう、或いは、変化させる要因を整理します。
- 項目の選定は、整理された影響要因ごとに、環境要素(大気、騒音・振動、水、土壌、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場など)に影響を及ぼすかどうかを、法令による規制や目標、影響の重大性などを考慮しつつ行います。
- 必要に応じて専門家等の助言を受けることなどにより客観的な項目選定を行うことが可能です。その場合、専門家等の助言の内容及び専門分野や、所属などの属性を明らかにします。

#### 項目選定のポイント

- 環境アセスメントを効果的に実施する観点から、重点的に実施する項目や、簡易的に実施する項目、非選定とする項目を考えながら、メリハリのある項目を選定することが重要です。
- 技術指針には、環境アセスメントの対象とする環境要素の項目が対象事業ごとに示されている場合もありますが、事業特性や地域特性によっては、この項目を追加・削除することが必要となります。
- 環境アセスメントの各段階(配慮書段階や方法書段階など)により、選定項目が異なることも考えられます。その場合、理由や背景を説明することが適切です。

#### 留意点

- 専門家や関心が高い方々から際限のない項目の選定を求められることがあります。どの項目を選定すればよいかは、既に実施された環境アセスメントを参考とするほか、行政機関、環境アセスメントに関する俯瞰的な見識のある当学会の有識者等に相談し、判断することが重要です。
- 重点項目以外については影響の程度が概略判断できれば十分な項目もありえます。設計の段階から専門家や行政、住民など様々な人たちから情報を集めておくことが効果的です。
- 当初選定していなかった項目でも、途中で環境影響が想定されるような事態が生じた場合には、柔軟に項目を追加することが望まれます。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (3)調査・予測・環境保全対策(生活環境系)

- 大気、騒音・振動、水、土壌などの生活環境系の環境要素については、定量的な調査などの方法が概ね確立されているため、その中から適切な方法を選定します。

#### 1)調査

- 事業実施前の現況を把握するため、調査の項目、地域・地点、時期、頻度などを地域特性を踏まえて適切に設定するとともに、その設定根拠を明らかにします。
- 調査の方法については、個別法令で定められている手法(公定法)を参照します。

#### 2)予測

- 予測の時点は、影響要因や地域特性を踏まえ、環境要素ごとに影響の全体像を把握できるように設定します。
- 予測手法は、求められる精度に応じて簡便な手法から精度の高い手法までを考慮し、適切な方法を選択します。
- 定量的な予測においては、予測手法の適用限界を的確に認識し、適切な方法を選定します。予測に用いる原単位、パラメータなどについては、最新の知見を確認し適切なものを用います。また、必要に応じて感度分析を行います。
- 適切な類似事例がある場合は、それを活用することが可能です。

#### 3)環境保全対策の検討

- 環境への影響を回避・低減・代償するための環境保全対策を検討します。
- この対策の効果を踏まえて、予測を実施します。

- 対策の効果に不確実性がある場合には追跡調査で確認することとします。
- 予測に反映しきれない環境保全対策についても検討し、更なる影響の低減に努めます。

#### 調査・予測・環境保全対策(生活環境系)のポイント

- 定量的な予測が困難な項目や予測手法が確立されていない項目についても可能な限り調査を行います。これは追跡調査を行う上で重要なデータとなります。
- 高頻度・長期・広範囲に環境の状況を把握する場合などは、簡便な方法を活用することも有効です。
- 技術の進歩により、複雑な予測計算も比較的容易に行うことが可能となっています。積極的な活用が期待されます。
- 予測の信頼性を高めるために、必要に応じて模型実験、野外実験などを行うことも有効です。
- 環境保全対策は、複数の対策案を検討することが有効です。

#### 留意点

- 調査の実施にあたっては、調査時の状況についても適宜記録します。
- 予測にあたっては、当該事業以外の影響(バックグラウンドの変化や他事業による影響)についても可能な限り把握することが予測精度の向上につながります。
- 環境保全対策は、回避・低減・代償の順番で検討します。
- 環境保全対策の効果については、持続性、範囲、時期などを明らかにするとともに、他の環境項目に与える影響についても考慮します。



### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (4)調査・予測・環境保全対策(自然環境系)

- 動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場などの自然環境系の環境要素については、定量的な調査などの方法が確立されているものが少なく、技術指針に示された多くの手法から適切な方法を選定します。

#### 1)調査

- 事業実施前の現況を把握するため、調査の項目、地域・地点、時期、頻度などを地域特性を踏まえて適切に設定するとともに、その設定根拠を明らかにします。
- 調査の手法は一般的な科学的手法によることとし、各種手引きなどが存在する場合にはそれを参照します。

#### 2)予測

- 予測の時点は、影響要因や地域特性を踏まえ、環境要素ごとに影響の全体像を把握できるように設定します。
- 予測においては、定性的な手法から定量的な手法までを考慮し、適切な方法を選択します。
- 定性的な予測においては、その根拠となる考え方を明らかにします。
- 定量的な予測においては、適用範囲、パラメータなどについて、最新の知見を確認し適切なものを用います。
- 地域の特性からみて適切な類似事例であると専門家により判断される場合は、その活用も可能です。

#### 3)環境保全対策の検討

- 環境への影響を回避・低減・代償するための環境保全対策を検討します。

- 自然環境系の要素は、一度損なわれると回復が困難なことから安易な移植などの代償措置ではなく、重要な要素への影響の回避を最優先して検討します。
- この分野は比較的不確実性が高いため、追跡調査で確認します。

#### 調査・予測・環境保全対策(自然環境系)のポイント

- 動物、植物、生態系については、重要な種や注目種の出現状況のみならず、事業予定地をどのように利用しているかを把握することが重要です。
- 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点については、机上の検討のみならず、現地踏査、地域住民への聞き取りが有効です。
- 生態系や景観の分野では、技術の進歩により定量的な予測を行うことも可能となりつつあります。こうした動向をよく把握して、その積極的な活用が期待されます。

#### 留意点

- 動物、植物、生態系については、地方自治体で取りまとめられている自然環境調査の結果等を活用することが効果的です。
- 景観については、地方自治体で策定されている景観計画等を活用することが効果的です。
- 環境保全対策は、回避・低減・代償の順番で検討します。
- 代償措置(移植や創出など)については、経年的に効果が表れることに留意し、追跡的に効果の確認を行うことが重要です。
- 希少生物の分布情報については、場所が特定できない形で整理するなどの配慮が必要です。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (5) 評価

#### 1) 評価とは

■ 評価では、予測結果及び環境保全対策を踏まえ、複数案の比較検討や実行可能な最大限の対策をとっているかの検討などにより、環境影響を回避・低減できているかどうかを明らかにします。

■ また、環境計画や環境基準をもとに事業者が設定した目標を満たすかどうか確認します。

#### 2) 評価の実施

■ 評価は、環境要素別に、予測で設定した時点ごとに行い、これらを総合的にまとめます。

■ 環境への影響をどの程度回避・低減・代償できる見込みなのか、事業者としての判断を示します。

■ 評価を行う際の判断の妥当性や根拠について、丁寧に説明します。

■ 環境基準等が設定されている分野については、環境基準等の達成状況を確認するとともに、地域の環境計画の目標との整合性についても確認します。

■ 環境への影響を十分に回避・低減・代償できていないと判断される場合は、追加的な対策と追跡調査の計画を示します。

■ 環境保全対策に伴い環境要素間で影響のトレードオフが生じる場合は、事業者としてどのように判断したかを明らかにします。

#### 評価のポイント

■ 単に環境基準値を満たせばよいという目標クリア型ではなく実行可能な最大限の対策をとっているという「ベスト追求型」が求められています。

■ 環境保全対策を最大限取り入れ、いかに回避・低減を図っているか(ベスト追求)を明記することで、事業者として環境保全に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができます。

■ 判断基準が明確でない環境分野(生物多様性、景観、歴史的・文化的要素など)の評価の判断に際しては、専門家の意見に加え、地域の様々な情報を取り入れるなどにより、透明性を確保することが重要です。

■ 評価は、予測結果、環境保全対策、追加的な環境保全対策や追跡調査計画を一連のものとして検討した結果です。

#### 留意点

■ 環境面からの負の評価だけでなく、より良い環境づくりの観点から事業が果たすプラス面の役割がある場合には、それを積極的に評価することが必要です。

■ 現状で環境基準等を超過している場合は、環境への負荷の程度を寄与率で確認することが考えられます。

■ 現状で環境基準等を大幅に下回っているような良好な環境の地域では、環境基準等との比較による判断ではなく、現況をできるだけ悪化させないことが優先されます。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (6) 追跡調査

小冊子:「調査の在り方～事後調査を中心に～」参照

#### 1) 追跡調査とは

- 選定項目に係る予測・評価の結果、環境への影響が懸念される場合や、環境保全対策の効果に不確実性がある場合には、事業着手後においても追跡的に環境への影響の程度について調査を行います。
- 実施すべき調査項目は、環境影響評価書等に明記します。
- 調査結果に基づき、必要に応じて環境保全対策の強化や追加、修正を行います。

#### 2) 追跡調査の実施

- 事業の実施に先立ち、客観的で適正な調査を確保するため、必要に応じて専門家の助言・指導を得つつ具体的な調査実施計画を策定します。
- 調査計画に基づき実施した調査の結果を保全目標に照らして、環境影響が懸念される場合には、追加的な環境保全対策を策定・実行します。

#### 3) 追跡調査の公表

- 調査結果や、その結果策定した追加的保全対策について取りまとめて公表します。
- 公表した情報に対して意見が出された場合には、誠実に対応します。

#### 追跡調査のポイント

- 事業特性や地域特性に対応して適切に調査期間を設定する必要があります。例えば、対象となる生物種あるいは生態系への影響の有無が十分に把握できる期間や時期を設定します。
- 環境保全対策の強化や追加、修正を行う場合は、必要に応じてその項目に関する追跡の調査計画を検討します。
- 保全目標は、環境基準や、各地方公共団体の環境保全計画における目標等の確保も考慮する必要があります。

#### 留意点

- 事業の段階(工事着手時や供用時等)で事業主体が交代する場合には、継承した事業主体が追跡調査を実施することが基本です。追加調査計画の内容や考え方について確実に引き継ぐことが極めて重要です。
- 地域住民等に対し、追跡調査結果等を積極的に説明する場を設けることが望まれます。
- 当初の調査・予測・評価の結果と、追跡調査の結果を対比することにより、積極的に予測・評価や環境保全対策の技術向上につなげることが望まれます。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (7) 図書の作成

#### 1) 図書とは

■ 環境アセスメントでは、配慮書、方法書、準備書、評価書、追跡調査計画書・報告書等(法令や条例によって名称が異なる場合があります)の図書が作成されます。

■ これらの図書は、環境アセスメントが適切に行われ、一定の水準が確保されていることを示し、様々な人たちの信頼を得る材料となることから、環境アセスメントの内容を技術指針等に基づいた一定の様式に沿ってポイントがわかるように取りまとめます。

#### 2) 図書の作成

■ 図書は、技術指針に図書の構成が示されている場合には、これに則した構成とします。

■ 図書は、誰にでも読みやすくわかりやすい内容となるよう努めます。

■ 図書の作成にあたり、技術的、専門的な分析資料や計算過程等の膨大な資料は、資料編等の分冊に整理・掲載します。

■ 図書は、従来からの印刷物のほか、電子縦覧に対応できるよう電子媒体でも作成します。

#### 作成のポイント

- 調査結果は、事業や計画による環境への影響の程度を見る上で、必要十分となる情報にまとめることが重要です。
- 予測結果は、予測手法の妥当性や予測結果を得るまでの過程などについて、丁寧に説明するとともに、予測の前提条件を明記します。
- 評価結果は、要因毎に、影響を受ける環境分野について、影響の大きさとそれを回避・低減・代償する対策の具体的内容、評価の判断根拠を示します。また、特に重大な影響のある要因・環境分野については、判断の妥当性や根拠について、丁寧に説明することが重要です。これらを総合的に評価します。
- 環境保全対策は、環境保全対策の実施主体、実施時期、実施内容について、できる限り具体的に示します。また、特に事業者が重視し積極的に採用した環境保全対策について、複数案の比較などにより、その効果を明らかにすることも重要です。
- 追跡調査では、事業着手後における環境への影響の程度を明らかにするための調査方針を明示することが重要です。

#### 留意点

- 配慮書から事後調査報告書まで、図書は段階を追って作成されるため、その前段階の経緯を十分に踏まえて作成することが重要です。
- 分かりやすい図書とするために、図や表を適切に活用することが重要です。
- 要約は、重要なポイントがわかるよう簡潔に整理する必要があります。
- 引用する文献については、客観性や情報の正確さを十分に吟味する必要があります。

### 3. 技術指針の内容と使い方のポイント (8) 情報交流

#### 1) 情報交流とは

■ 情報交流とは、より良い環境保全対策が組み込まれるように、環境アセスメントの様々な段階の適切な時期に事業者が情報を提示するとともに、様々な人たちが関連する情報を提供することにより、相互のやり取りをすることです。

■ 情報交流では、提供した情報がどのように環境配慮に活かされたかを示すことで、事業への理解を深めることができます。

■ 技術指針であまり強調されていない場合でも、より積極的な対応が不可欠です。

#### 2) 情報交流の実施

■ 事業の計画段階や環境アセスメント実施内容の設計段階、調査・評価がある程度まとまった段階などにおいて、事業者が事業内容や環境への影響の情報をまとめ、公表・周知します。

■ 様々な人たちは、公表・周知をうまく捕捉し、段階に応じて環境にかかる情報や意見を提供します。

■ 公表・周知の内容は、各段階に応じて工夫します。例えば、早い段階では、今後のスケジュール、公表方法と情報交流の方針についても明らかにします。また、前段階までの情報交流を受けた対応状況を明らかにします。

■ 公表・周知は、公的施設における縦覧やインターネットへの掲載が中心ですが、直接対話する説明会なども活用します。

#### 3) 情報交流を深める方法

■ より深い情報交流のため、できる限り多くの市民の目に触れるよう、アセス図書の縦覧期間にとらわれない周知・広報の実施や、意見・問合わせの受付窓口の設置が考えられます。

■ コミュニケーションを深める方法として、参加者同士の体験共有、意見表出・集約を行うワークショップのほか、市民討論会なども活用できます。時間・場所にとらわれず、双方向性の情報発信・収集が可能な方式(SNSなど)の活用も考えられます。

#### 情報交流のポイント

- より良い情報交流のために、事業者による積極的な早め早めの情報発信とわかりやすい資料作成が重要です。
- できる限り早い段階で、様々な人たちから提供された環境に関する情報などに柔軟に対応し、より適切な環境保全対策を事業計画に組み込んでいくことが重要です。
- 情報交流を進める中で、特定の環境課題(地域課題や特定分野)が抽出された場合は、それに関係の深い人々とより深く情報交流することが効果的です。
- 事業の環境影響、または、環境保全対策の効果をイメージするため、類似の事例を見学することも有効です。

#### 留意点

- 情報交流は相互のやり取りがキーとなります。そのため、様々な人たちは、地域の環境について常に関心を持ち、事業に関する情報をよく理解して情報提供を行うことが重要です。これに対し事業者は、提供された情報を真摯に受け止め柔軟に対応することが重要です。
- 相手の主張を理解する努力をしつつ、お互いに無理な要望や注文に陥らないように、留意して進めることが重要です。このためにも、最初の段階で地域の行政を含めて関係者間の信頼を築くことが重要です。
- コミュニケーションを深めるうえで、中立的な立場のファシリテーターが多様な参加者の発言を促し、議論の流れを整理し、参加者の相互理解を促進させるファシリテーションが有効です。

## 4. 技術指針を活かすために

### 1. 技術指針が役割を果たすために

#### 1) 技術指針の役割・機能の理解に基づく情報交流

■ 技術指針が環境アセスメント手続きやアセス図書作成に果たしている役割や機能などについて、市民も含むステークホルダー(様々な人たち)が理解をして情報交流に努めましょう。

■ 技術指針の役割や機能の理解を深めるため、あらゆる関係者はそれぞれの立場において教育・育成・研修に努めましょう。

#### 2) 最新の技術や研究成果の積極的な反映

■ あらゆる関係者は、学会やセミナー等に積極的に参加し、情報交流を通じて最新の技術や研究成果の蓄積・共有に努め、技術指針の運用・反映に際し、その活用を図りましょう。

■ 調査・予測・評価にあたっては、研究蓄積があり実務レベルで適用可能で一定の信頼性が担保されている最新の技術や研究成果は、技術指針にかかわらず積極的に活用しましょう。

■ 環境アセスメント制度は世界各国で導入されています。こうした海外における先進的な制度や事例を積極的に学び、日本への適用可能性を考慮して、その活用も図りましょう。

### 2. 更なる技術指針の充実に向けて

#### 1) アクセシビリティの高いデータベースの構築

■ 今後のより適切な環境アセスメントの実施へのフィードバックが可能になるよう、調査・予測・評価の考え方や工夫点、課題などの情報が整理され、一定の信頼性が担保された環境アセスメントの技術に関するデータベースの構築が望まれます。

#### 2) 環境アセスメントの先進的な取り組みと技術指針

■ 環境アセスメントにおいてオフセット(カーボンや生物多様性)などの新しいメカニズムを活用していくために、技術指針などで新しい手法が適宜提示されることが望まれます。

■ 社会面や経済面の評価を含む環境アセスメントについて、具体的な手法を示している地方公共団体の事例もあることから、こうした取り組みがさらに広がることを望まれます。

#### 3) より上位段階で活用できる技術の開発

■ 計画段階配慮書の導入により、配慮書のための技術指針が整備されつつあります。今後は、政策段階などのより上位の意思決定に活用できる技術の開発が求められます。

#### 4) 正の環境影響(ポジティブ・インパクト)評価について

■ 事業により環境改善の効果があるものもあります。これまでの技術指針では、負の影響の評価が中心であり、正の影響が十分に考慮されてきませんでした。こうした正の環境影響(ポジティブ・インパクト)についても、評価を行うことが求められます。

## 参考1. 国の技術指針(基本的事項、主務省令)

### 1) 国の技術指針

■ 環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施する際の技術上の基本的な考え方は、すべての事業種に共通する基本となるべき考え方を示している「基本的事項」と、各事業種の特性を見据えて、事業を所管する主務省が作成した「主務省令」に定められています。

表：環境影響評価法における法律、施行令等が規定している事項

法律、施行令等	規定している事項
環境影響評価法	環境影響評価の一般的な手続
環境影響評価法施行令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法対象事業の種類及び要件</li> <li>・軽微な変更に係る要件</li> <li>・方法書、準備書、評価書についての都道府県知事又は環境大臣等が意見を述べる期間 等</li> </ul>
環境影響評価法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書、準備期間等の広告・縦覧の具体的な方法、事項</li> <li>・説明会の開催等に関する公告の具体的な方法、事項 等</li> </ul>
基本的事項(環境省告示)	<p>主務省令で定める基準や指針が、一定の水準をたもちつつ適切な内容が定められるよう、すべての事業種に共通する基本となる考え方を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書段階における配慮事項や手法の選定指針</li> <li>・配慮書段階における意見聴取に関する指針</li> <li>・第二種事業の判定(スクリーニング)基準</li> <li>・環境影響評価の項目や手法の選定(スコーピング)指針</li> <li>・環境保全措置に関する指針</li> <li>・報告書の作成に関する指針 等</li> </ul>
主務省令	<p>法対象事業ごとに、環境影響評価を行う際の具体的な内容に関する基準や指針を基本的事項に基づき規定※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業種ごとの配慮書段階における配慮事項や手法の選定指針</li> <li>・事業種ごとの配慮書段階における意見聴取に関する指針</li> <li>・事業種ごとの第二種事業の判定基準</li> <li>・事業種ごとの環境影響評価の項目や手法の選定指針</li> <li>・事業種ごとの環境保全措置に関する指針</li> <li>・事業種ごとの報告書の作成に関する指針 等</li> <li>・事業種ごとの参考項目・参考手法</li> </ul>

※一部の事業種については、環境影響評価の手続きや主務省令の内容等について解説するガイドライン等が策定されており、例えば、発電所については「発電所に係る環境影響評価の手引き」がある。

出典：2014年・環境省資料

### 2) 基本的事項

■ 正式名は「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」であり、省略して「基本的事項」と呼ばれています。

■ 基本的事項の構成は以下の通りです。

- |    |                                |
|----|--------------------------------|
| 第一 | 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項         |
| 第二 | 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項            |
| 第三 | 判定基準に関する基本的事項                  |
| 第四 | 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項         |
| 第五 | 環境保全措置指針に関する基本的事項              |
| 第六 | 報告書作成指針に関する基本的事項               |
| 第七 | 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者等の読替え |
| 第八 | その他                            |

(2015年8月時点)

### 3) 主務省令

■ 主務省令は、各省の大臣が、主任の行政事務について、法律や政令を施行するため、又は法律や政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として発するものです。

■ 主務省令として、13事業36主務省令と、港湾計画に対する1主務省令が存在しています。(2015年8月時点)

## 参考2. 地方公共団体の技術指針（2015年8月時点）

### 1) 地方公共団体の技術指針

■ 地方公共団体における条例の制定状況は、都道府県47団体のすべてと、20政令指定都市のうち17団体です。また、政令指定都市以外においても、条例や要綱を制定している団体もあります。

※静岡市は2016年4月施行予定。2015年8月時点での未制定は浜松市、岡山市、熊本市。なお、浜松市は、2016年4月 条例・施工規則公布予定、同年7月 技術指針公布予定、同年10月 条例・施工規則施行予定。

■ 地方公共団体の環境アセスメントに関する情報は、「環境影響評価情報支援ネットワーク」に整理されており、技術指針も下記URLを経由して確認することが可能です。

<http://www.env.go.jp/policy/assess/8-1selfgov/8-1link/index.html>

### 2) 最近の技術指針の制定、改訂の特徴

■ 東京都では、近年の環境影響評価を取り巻く状況の変化を踏まえ、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるよう東京都環境影響評価技術指針及び同解説の改定を行い、2013年7月1日より施行しています。改訂の視点・主な内容は、以下のとおりです。

○2002年の改定以降の新たな知見、動向を反映

○都の重要な環境政策との連携（温室効果ガス、生物多様性等）

・ 温室効果ガス：大規模事業で工事期間が長く、工事の施工中において工事用車両や建設機械の稼働に伴い多量の温室効果ガスを排出すると予想される場合は、環境影響評価の対象とすることを検討する。

※工事中の表現については、施工中と記載することが一般的ですが、東京都では施行中としています。

- ・ 生物・生態系：樹林地など自然地向大きな影響が及ぶおそれがある場合は、できる限り定量的な予測手法を用いて予測する。
- ・ 廃棄物：産業廃棄物については、事業者自らの事業活動によるものに限定せず、対象事業区域内から排出されるすべての廃棄物の種類ごとの年間の排出量とする。
- ・ 大気汚染：沿道上に測定機器の設置が困難な場合など、公定法と簡易測定法を組み合わせ測定を行うことができる。
- ・ 土壌汚染：評価書時に既存の建物等が存在するなど、物理的に土壌汚染の現地調査が困難な場所においては、原則として、調査が可能となった段階で土壌汚染の調査を実施し、汚染状況、処理方法、処理結果等について、事後調査報告書等において報告する。

■ 最新に制度制定された相模原市では、2014年7月1日に条例を制定、2015年7月1日より施行しています。同市の技術指針（解説付）は、施行にあわせて定められ「技術指針策定の趣旨」の解説に、次の記載がされています。

・ この技術指針は、条例に基づく環境影響評価手続を適切かつ円滑に進めること、また、対象事業の実施に際して、環境の保全について適正な配慮が行われることを目的として、＜中略＞手法や事例等を示している。一方、環境影響評価手続は、本来、事業者の判断による、事業特性や地域特性を十分に踏まえた多様かつ柔軟な調査、予測及び評価の手法等が許容されるべきものであって、本技術指針で示す考え方や手法が全てではない。また、有用と判断される最新の手法等を積極的に取り入れることにより、知見が蓄積され、より適切な環境の保全のための配慮がなされるようになる側面もある。したがって、事業者は、実際の事業における計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の検討の際には、本技術指針を参照するほか、個々の事業特性や地域特性に応じて、より適切な環境の保全のための最適な手法を選定すべく検討を行うことが重要である。